

一般社団法人『日本糖尿病学会九州支部賞（九州ノボ賞）』規定

第1条. 本支部に学会支部賞として日本糖尿病学会九州支部（九州ノボ）賞を設け、糖尿病に関する特に優秀な研究業績を糖尿病学会会誌その他の学術雑誌に発表した本支部正会員にこれを贈呈する。

第2条. 本賞は、主に九州地区でなされた糖尿病の基礎ならびに臨床に関する研究業績で申請者が主として行ったもの（first author 又はco-first author で、過去2年以内に発表された論文。in pressを含む）を評価の対象とする。

第3条. 受賞候補者は会員歴3年以上の正会員を対象とする。研究分類が「基礎部門」に該当する応募者については、当該年度の4月1日において40歳未満、もしくは大学院修了後3年以内であること、研究分類が「臨床部門」に該当する応募者については、当該年度の4月1日において45歳未満とする。

第4条. 本賞の贈呈は毎年2件（基礎に関するもの1件、臨床に関するもの1件）以内とする。

第5条. 本賞は賞状および楯とし、副賞を添える。

第6条. 本賞は日本糖尿病学会九州地方会において贈呈し、受賞者は九州地方会において受賞講演を行うものとする。

第7条. 九州支部評議員は候補者を下記の書類を添えて九州支部長に推薦することができる。

1. 推薦書（書類No.1、書類No.2）
2. 参考となる資料（評価対象論文のリプリントを各12部ずつ添付の事（コピーも可）。in pressの場合は正式な採択通知書のコピーも添付すること。）
3. 履歴書

第8条. 九州支部長は九州支部評議員より推薦された候補者について本賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。本賞審査委員会は前年度、本年度、および次年度の地方会会長の3名と、幹事会より推薦された学術評議員若干名で構成する。ただし、推薦者、被推薦者およびその共同研究者、評価対象論文共著者は該当の審査に際しては退席するものとする。幹事会から推薦された委員の任期は2年とし、1年で半数交替とする。

第9条. 審査委員会は本賞の選定結果を7月末日までに九州支部長に報告する。

第10条. 九州支部長は審査委員会の選定報告に基づき、本人および所属機関長の承諾を得たのち、幹事会に報告し、受賞者を決定する。

附則

第11条. 本賞は、原則として1件当たり1名に授与する。ただし応募された業績あるいは研究が、共同研究でなければ実現できなかったものについてはこの限りではない。

第12条. 本賞は既に日本糖尿病学会賞（ハーゲドーン賞、リリー賞、女性研究者賞）を受賞した者は対象から除く。若手研究奨励賞（Young Investigator Award（YIA））、および医療スタッフ優秀演題賞への応募、受賞した者については、本賞への応募、受賞を妨げない。

第13条. 第5条に規定する賞状、盾および副賞は、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社から契約に基づき受領した金員を原資として、日本糖尿病学会九州支部がそれぞれの受賞者に贈呈するものである。

第14条. 該当者なし、あるいは受賞者が1名のみであった場合、それに関する費用は翌年に繰越すものとする。当該年度においてはスポンサーには返金を行わないが、翌年度に繰越すことにより、翌年度は不足分のみを請求する。

第15条. 特定の製品の効果を検証するような臨床研究は対象としない。

この内規は平成28年10月14日から施行する。

令和2年4月10日より附則第12条の変更を施行する。

令和4年4月1日より第8条、附則第15条の変更を施行する。